

あいち生物多様性企業認証基準

(目的)

第1条 この認証基準は、あいち生物多様性企業認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、あいち生物多様性企業認証制度の認証基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認証基準)

第2条 あいち生物多様性企業認証制度の認証基準は、認証、優良認証の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 認証

次のア及びイを満たすこと。

ア 様式2チェックシートで、加点項目の合計点数が18点以上であること。

イ 様式2チェックシートで、大項目「組織の方針・体制等」の合計点数が3点以上であること。

(2) 優良認証

次のア及びイを満たすこと。

ア 様式2チェックシートで、加点項目の合計点数が35点以上であること。

イ 様式2チェックシートで、大項目「組織の方針・体制等」の合計点数が4点以上であること。

(その他)

第3条 本基準に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。